

社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会定款(以下「定款」という。)第9条及び第24条の規定に基づき、社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会の役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準について、定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 役員等の報酬の種類は、常勤役員にあつては報酬及び特別手当とし、非常勤役員等については報酬とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には通勤手当を支給する。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務の対価として次の各号による報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員の報酬は、月額で支給する。
- (2) 非常勤役員の報酬は、月額又は日額で支給する。
- (3) 特別手当は、毎年6月及び12月に支給する。
- (4) 評議員の報酬は、日額で支給する。

2 この法人の職員を兼務し職員給与を支給している役員に対しては、第1項各号による報酬等を支給しない。

3 非常勤役員及び評議員に対して報酬を日額で支給する職務は、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会及び監事監査の出席に限る。また、報酬を支給する対象の会議が同日に開催される場合は、いずれか一つの会議に係る報酬を支給するものとする。

(報酬等の支給日)

第4条 月額による報酬等の支給日は、職員の給与の支給日に準ずるものとし、日額による報酬等の支給日は、会議の開催等必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給は、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の決定)

第6条 役員等の報酬等は、年間の支給総額が別表第1を超えない範囲内で支給するものとする。

2 役員等の報酬の支給基準額は別表第2の範囲内で、理事は会長が理事会の承認を得て、監事は会長が評議員会の承認を得て定める。

3 評議員の報酬は、定款第9条に定める総額の範囲内とし、支給基準額は別表第3の範囲内で会長が評議員会の承認を得て定める。

4 特別手当は、基準日時点の報酬月額に、別表第4の月数を乗じて得た金額の範囲内で支給

するものとする。

5 常勤役員の通勤手当は、職員の例に準じて支給するものとする。

(費用弁償及びその支給方法)

第7条 役員等がその職務の執行のために要したその費用の弁償として、旅費を支給する。

2 前項の費用の支給額及び支給方法は、職員の例に準ずるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則(平成29年6月15日定時評議員会決議)

1 この規程は、平成29年4月1日以後、最初に招集される定時評議員会の開催日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会役員等の報酬・諸手当及び費用弁償に関する規程(昭和62年4月1日施行)は廃止する。

別表第1 (第6条第1項関係 役員報酬等の年間支給総額)

理事	6,000,000円
監事	150,000円

別表第2 (第6条第2項関係 役員報酬の支給基準額)

会長(非常勤)	月額50,000円を超えない範囲
常務理事(常勤)	月額350,000円を超えない範囲
非常勤理事	日額5,000円以内
非常勤監事	日額5,000円以内

別表第3 (第6条第3項関係 評議員報酬の支給基準額)

日額5,000円以内

別表第4 (第6条第4項関係 特別手当の支給月)

2.5月以内

○積算

別表第1の理事…6,000,000円

- ・ 理事長 50,000円×12月=600,000円
 - ・ 常務理事 350,000円×14.5月=5,075,000円
 - ・ 理事 5,000円×5回×7人=175,000円
- 計 6,025,000円

別表第1の監事…150,000円

- ・ 監事 5,000円×(理事会5回、評議員会3回、監事監査等2回)×3人=150,000円

定款第8条の評議員…300,000円

- ・ 評議員 10,000円×3回×10人=300,000円